



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	人保険の被保険者の自殺に関する比較法的研究 : 保険者免責と有責が如何に決められるかを中心に日独保険法から中国の得られる示唆について [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	任, 成璋
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第15702号
Issue Date	2024-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/91986
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Ren_Chengyi_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（法学）

氏名：任 成禱

学位論文題名

人保険の被保険者の自殺に関する比較法的研究——保険者免責と有責が如何に
決められるかを中心に日独保険法から中国の得られる示唆について

本稿は、中国保険業の繁栄とともに増加してきた被保険者の自殺に対して、保険者免責と有責が如何に決められるかを中心に、中国、日本、ドイツの立法、学説および裁判状況を比較法の視点で考察してみた。

第1章では、人保険の被保険者の自殺免責を規定した中国保険法44条に対する問題意識を明らかにしたが、①本規定の趣旨は何か、②自殺免責期間は変更できるか、また、その経過後に発生した自殺は例外なく保険者有責に繋がるか、③自殺はどう理解すれば良いか、④行為無能力者は法律行為の効力を判断するための概念なのに、事実行為の自殺に対する保険者有責の判断指標として用いても良いか、また、行為無能力者の状態で被保険者が死亡した場合、自殺との関係性は何か、⑤自殺と行為無能力者の証明責任はどうか、といった五つの点が挙げられる。

第2章では、中国法を考察してみた。まず、立法について、自殺免責、行為無能力者有責の他に、契約復活時の免責期間の再起算なども定められている。次に、学説について、自殺免責は、被保険者の自殺意図での保険加入を防止するところに趣旨を据えられるが、強行規定と解される。また、免責期間は、立証困難の問題を解決する役割を果たしている。ところで、精神病に罹患した被保険者は、行為制御能力のない状態で死亡したとき、自発的に自己の生命を絶つわけではないし、保険金詐取の目的もないから、保険者免責に繋がらないが、自殺の意義としては、自己決定性のある故意が必要である。一方、行為無能力者の自殺は、帰責性がないから、保険者免責に繋がらないが、行為無能力者を用いるのは、適切ではないと批判される。それに、自殺と行為無能力者の証明責任は、それぞれ保険者と保険金請求者にある。なお、本規定は、人保険全体に適用される。最後に、裁判状況について、過失による自殺の存否をめぐって裁判例が対立しているが、自殺免責の例外について、事理弁識能力と行為制御能力のどちらかの有無を重視した裁判例が存在する。また、自殺の証明に関して、警察の認定を重視したものもあれば、自ら判断を行ったものも存在する。さらに、事故の「不本意性」が強調される傷害保険において、自殺の証明責任は、保険者にあるとしたものもあれば、保険金請求者にあるとしたものも存在する。それに、強行規定と解される免責期間の性質は、是認されることが明らかになった。

第3章では、日本法を考察してみた。まず、立法について、生命保険の自殺免責は、全期間免責を設けられているのに加え、片面的強行規定なども規定されている。一方、傷害疾病保険の故意免責も、同様な規定を設けられている。次に、学説について、生命保険の自殺免責は、信義則違反、不当利用ないし権利濫用の防止といったところに趣旨を据えられるが、免責期間は、被保険者の自殺意図での保険加入を防止するために設置されている。そして、その経過後に発生した自殺は、犯罪等が介在しなければ、保険者有責に繋がる。また、保険者による危険選択が行われる限り、契約復活時の免責期間は再起算する。さらに、自殺の意義としては、未必の故意が包含されない。また、被保険

者は、精神障害によって死亡したとき、自由な意思決定がないから、保険者免責に繋がらないが、自由な意思決定がないというのは、欠如ないし著しく減弱した状態を指し、事理弁識能力と行為制御能力のどちらかが著しく減弱した水準にまで達する必要がある。そして、その事実認定としては、「①病前の性格・人格、②自殺までの言動および精神状態、③自殺の態様、④他の動機の可能性」といった四つの判断要素を用いて行われる。また、自殺と精神障害の証明責任は、それぞれ保険者と保険金請求者にあるが、自殺の証明に一応の推定が適用されない。一方、傷害保険における自殺は、事故の偶然性と相容れないので、保険者免責に繋がるが、未必の故意による被保険者の死亡は免責対象から除かれない。それに、傷害保険において、心神喪失・精神障害免責条項が設置されるから、精神障害による被保険者の死亡も保険者免責に繋がるが、重症に近い精神障害でなければならない。そして、保険金請求者は、故意によらないことを証明する必要があるが、一応の推定も適用されない。最後に、裁判状況について、四つの判断要素は、①病前のものと乖離し、②異常な言動が現れ、③突発性・発作性を呈し、④理解可能な動機が存在しない場合、精神障害有責は認められやすい。もっとも、この判断枠組みは、事理弁識能力の状態を判断するのにもっと親和的である。

第4章では、ドイツ法を考察してみた。まず、立法について、生命保険の自殺免責と精神障害有責は定められているのに加え、片面的強行規定などの内容も規定されている。一方、傷害保険の故意免責は規定されていると同時に、反証がない限り、非故意性が推定されるが、片面的強行規定と解される。次に、学説について、生命保険の自殺免責の趣旨について、被保険者の自殺意図での保険加入の防止と遺族保護が拮抗しているところである。また、保険者による危険選択が行われる限り、自殺免責期間は再起算する。そして、自殺は、故意が必要であるが、一般的に未必の故意を包含しない。ところで、精神障害有責は、故意欠如ではなく、帰責性の欠如に趣旨があり、それによる被保険者の死亡は自殺と整理されたうえ、自由な意思決定がないから、保険者有責に繋がるわけである。なお、自殺の証明は、表見証明が適用されない。もっとも、傷害保険において、精神障害免責が規定される。最後に、裁判状況について、自殺の方法としては、いくつかのパターンが見られるが、自殺か否かを判断するにあたって、評価の仕方が相違している。一方、精神障害の証明の成否は、専門家の鑑定によって大きく左右されることが明らかになった。

第5章では、日独保険法から中国の得られる示唆と今後の課題を示したが、前者としては、人保険の種類に応じて、規定を設けるべきであるが、生命保険の自殺免責は、趣旨といい、性質といい、日本とドイツに倣っても差し支えない。ただ、自殺の意義としては、故意があれば足り、未必の故意に類似する間接的故意を排除する必要がない。とはいえ、被保険者は、人命救助などのために、間接的故意によって死亡したとき、違法性がないから、保険者免責に繋がらない。また、被保険者は、自己決定性、すなわち、自由な意思決定のない状態で死亡した場合、帰責性がないから、保険者免責にも繋がらない。そうすると、保険者免責に繋がる自殺は、①構成要件該当性、②違法性、③帰責性といった条件をクリアしなければならない。これを踏まえて、保険者は①、保険金請求者は②③、をそれぞれ証明する必要がある。一方、傷害保険の自殺免責は、故意免責の一環として、趣旨といい、性質といい、日本とドイツに倣っても差し支えないが、事故の不本意性が必要である以上、保険金請求者は故意によらないことを証明しなければならない。もちろん、自殺の意義としては、間接的故意を排除する必要もない。また、精神障害免責が規定されるとき、その証明責任は、保険者にある。